

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上尾市長

## 公表日

令和6年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施</li> <li>・給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li> <li>・給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答</li> <li>・実費の徴収</li> <li>・予防接種台帳の作成・登録・管理</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ol> </li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項(別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康増進課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月29日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年12月29日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年7月1日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年7月1日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年7月1日	1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 ②所属	佐藤 直子	内田 雅幸	事後	所属長名の見直し
令和2年7月1日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和2年7月1日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 ②所属	内田 雅幸	清水 千絵	事後	所属長名の見直し
平成30年5月10日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年5月10日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年5月10日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 ②所属	健康増進課長 清水 千絵	健康増進課長	事後	所属長名の見直し
平成31年4月12日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成30年5月10日時点	平成31年4月12日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成30年5月10日時点	平成31年4月12日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IRVシステム		平成31年4月12日	事後	
令和1年12月20日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	平成31年4月12日時点	令和1年12月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	平成31年4月12日時点	令和1年12月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年4月14日	1 関連情報 1. 特定個人情報②事務の概要	・予防接種の実施 ・給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 ・実費の徴収 ・予防接種台帳の作成・登録・管理	・予防接種の実施 ・給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 ・実費の徴収 ・予防接種台帳の作成・登録・管理 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	事務の追加
令和1年4月14日	1 関連情報 1. 特定個人情報③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム ワクチン接種記録システム(VRS)	システム	事務の追加
令和1年4月14日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	事務の追加
令和1年4月14日	1 関連情報 1. 特定個人情報②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種	事後	事務の追加
令和1年12月24日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	令和3年1月12日時点	令和3年12月24日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年12月24日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第36号)第9条	事後	事務の追加
令和1年12月24日	1 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第12条の2、第12条の2の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事務の追加
令和1年12月24日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和3年12月24日時点	令和4年12月21日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	令和3年8月31日時点	令和4年12月21日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和4年12月21日時点	令和6年1月9日	事後	判定基準日の見直し
令和1年1月12日	新しい権利断項目 2. 取扱い かつ時点の係数か	令和4年12月21日時点	令和6年1月9日	事後	判定基準日の見直し